

一般社団法人日本潰瘍学会選挙管理委員会に関する規程

平成28年9月3日 一部改正

平成26年7月1日 制 定

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本潰瘍学会（以下「当法人」という。）の評議員選挙を管理する選挙管理委員会に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 当法人の選挙管理委員会に関する事項は、定款に別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(選挙管理委員会の構成)

第3条 選挙管理委員会は、選挙管理委員をもって構成し、選挙の公正を保ち、当該選挙に係る一切の権限と責任を持つ。

(選挙管理委員会の業務)

第4条 選挙管理委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 評議員選挙の告示
- (2) 立候補者の受付
- (3) 立候補者の資格審査
- (4) 候補者の告示
- (5) 投票及び開票の管理
- (6) 当選者の確認及び発表
- (7) その他選挙管理に必要な事項

(選挙管理委員)

第5条 選挙管理委員は、正会員3名により次の通り構成する。

- (1) 委員長1名
- (2) 委員2名

- 2 選挙管理委員の任期は2年とする。
- 3 選挙管理委員は、正会員の中から選任し、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。
- 4 選挙管理委員が、当該選挙の立候補者又は立候補者推薦人となるときには、選挙管理委員を辞任しなければならない。
- 5 選挙管理委員に欠員が生じた場合には、欠員の選任を行う。この場合の新委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(選挙管理委員長)

第6条 選挙管理委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を代表し、委員会を主宰する。

(選挙管理副委員長)

第7条 選挙管理副委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 選挙管理副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(選挙管理補助者)

第8条 選挙管理委員会は、選挙関連事務の円滑に遂行するために選挙管理補助者を置くことができる。

- 2 選挙管理補助者は、正会員及び事務局職員の中から選挙管理委員長が若干名を指名する。
- 3 選挙管理補助者の任期は、選挙公示の日から新理事が選出された日までとする。

(本規程の運用上の疑義)

第9条 本規程の運用について疑義が生じた場合は、理事会においてこれを決定する。

(改 廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会の承認を要する。

(本規程に記載のない事項)

第11条 本規程に記載のない事項は、別途、理事会が定める他、一般社団及び一般財団

法人に関する法律その他の法令及び定款によるものとする。